きょうと府民だより及び京都府ホームページへの 広告取扱業務に関する契約書(案)

収 入

印紙

京都府を甲とし、*決定後記入*を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり契約を締結する。 (契約要項)

- 第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。
 - (1) 業務の名称、内容等

きょうと府民だより及び京都府ホームページ広告取扱業務

- (2) 広告掲載料 本業務の実施に当たって、乙は甲に広告掲載料を納付しなければならない。 *決定後記入*円
 - (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 *決定後記入*円) 月額については別紙のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和8年9月30日まで
- (4) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額とする。 ※ただし、京都府会計規則159条第2項各号に該当する場合は「免除」
- (5) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年2.5パーセント (契約保証金)
- 第1条の2 甲は、前条第4号の契約保証金を第5条の遅延賠償金及び第12条第1項の違約金に充当することができる。 ※契約保証金免除の場合、この条は削除

(広告掲載の方法)

- **第2条** 乙は、京都府広告取扱要綱(以下「要綱」という。)並びにきょうと府民だより広告要領及び京都府ウェブサイト広報課管理広告要領に基づき、きょうと府民だより広告取扱要項及び京都府ホームページ広告取扱要項に沿って、きょうと府民だより及び京都府ホームページに掲載する広告を取り扱うものとする。
- 2 乙は、前項の各要項に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。 (処理状況の調査等)
- **第3条** 甲は、必要があると認めるときは、いつでも業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(広告掲載料の支払)

- 第4条 甲は、乙に対して、納入通知書により納入の通知を行うものとする。
- 2 乙は、前項の規定による納入の通知後、納期限まで(以下「約定期間」という。)に広告掲載料を甲に支払 わなければならない。
- 3 乙は、前項の期間内に広告掲載料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に 応じ、当該未払金額に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。た だし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間 は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。 (履行遅滞)
- **第5条** 乙は、第1条第3号の期間内に、前条に定めるもの以外の業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第1条第2号の広告掲載料に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第4条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府

契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例(平成23年京都府条例第29号)」と読み替えるものとする。

(広告掲載の中止)

- **第6条** 甲は、要綱第10条並びにきょうと府民だより広告要領第14条第1項及び京都府ウェブサイト広報課管理 広告要領第15条第1項に該当する場合には、広告の掲載を行わず、又は既に掲載している広告を、乙へ催告等 を行わずに中止することができる。
- 2 甲は、前項の規定により掲載を中止したときは、乙に対し、当該広告を掲載しなかった発行号及び期間に係る広告掲載料を請求することができる。この場合において、乙は、甲に対し、広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

(広告の不掲載に伴う広告掲載料の取扱い)

- 第7条 乙は、きょうと府民だよりについて、乙の責めに帰すべき事由がなく、甲が掲載すべき広告を掲載しなかった時は、甲に対し、広告掲載料(掲載しなかった面積に応じて、当該月の広告掲載料を面積按分により算出した金額を上限とする。)の減額を請求することができる。
- 2 乙は、京都府ホームページについて、乙の責めに帰すべき事由がなく、甲が掲載すべき広告を掲載しなかった期間が1か月当たり連続して1日を超えるときは、甲に対し、当該広告を掲載しなかった期間に係る広告掲載料(掲載しなかった日数に応じて、当該月の広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を上限とする。)の減額を請求することができる。ただし、当該期間の計算については、24時間をもって1日とし、1日に満たない端数については切り捨てるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により広告が掲載されなかった場合は、広告掲載料の 減額は行わない。
 - (1) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
 - (2) 回線の故障、アクセスの集中等その他やむを得ない事由により、甲が京都府ホームページの運営を一 時停止等した場合

(苦情の処理)

第8条 乙は、広告を掲載したことにより甲が第三者から苦情又は謝罪、その他の請求を受けたときは、その責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

(契約の変更)

- **第9条** 甲は、事情がある場合、乙と協議してこの契約の全部又は一部を変更することができる。
- 2 前項の場合において、甲の故意又は過失により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を補償するものとし、その補償額は甲乙協議して定める。

(契約の解除)

- **第10条** 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
 - (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的 に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 乙は、甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したときは、この契約を解除することができる。 (談合等による解除)
- **第11条** 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
 - (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
 - (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。 (違約金)
- 第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載料から業務を完了した月数に月額を乗じた額 を減じて計算した額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この 契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき (第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。) は、この限りでない。
 - (1) 第10条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により 選任された再生債務者等
- 3 甲は、第10条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、広告掲載料から業務を完了した月数に月額を乗じた額を減じて計算した額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。 (損害賠償)
- **第13条** 乙は、掲載された広告に関する一切の責任を負い、掲載された広告により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 甲は、広告を掲載したことにより乙に損害が発生した場合でも、乙に対して何らの責任を負わない。 (損害賠償の予定)
- 第14条 乙は、第11条各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、広告掲載料の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、 その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後 に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

- **第15条** 第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。 (相殺予約)
- 第16条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来する と否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。 (権利の譲渡等)
- **第17条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。 ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りではない。 (秘密の保持)
- 第18条 乙は、この契約による事務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。 (個人情報の保護)
- 第18条の2 乙は、委託業務における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 法律第 57 号) その他法令を遵守するとともに、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、前項の措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。
 - (2) 個人情報の取扱いについて管理体制を定め、管理状況について適宜検査を行うこと。
 - (3) この契約による事務に関して知ることができた個人情報を、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
 - (4) この契約による事務を処理するため、個人情報を取得し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
- (5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
- (6) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
- (7) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- (8) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。
- (9) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
- (10) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は法令により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
- (11) この契約による個人情報の取扱いの状況について、甲の指示に従い、定期に報告するとともに、甲が時期を定めて実施する実地調査に協力すること。
- (12) 前号のほか、甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いの状況について調査の必要があると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
- (13) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いが不適当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
- (14) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(関係法令の遵守)

- 第19条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号) その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。(協議)
- **第20条** この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 京都府知事 西脇 隆俊 印